

三軒屋区民会館使用規定

① 目 的

この規定は三軒屋自治区の行政事務所を置き行政事務を行うと共に、区民のコミュニティを図るために福祉、文化、教養等の諸行事及び冠婚葬祭、その他の会合に使用する場合の諸規則を決めるものとする。

② 申込みの受付と使用の許可、承認

会館を使用する者は事務員に連絡、確認し、区長の許可、承認を受けることとする。

なお、三軒屋区外の申込みについては、区長の許可を受けることとする。

③ 使用の許可、承認の制限など

次の場合は使用できません。また、既に許可している場合でも使用を停止し、取り消す場合があります。

- (1) 公の秩序、また善良な風俗をみだす恐れがあると認めたとき。
- (2) 管理上支障があると認めたとき。
- (3) 許可された使用目的に違反したとき。
- (4) 使用の権利を譲渡したり、転貸したとき。
- (5) その他、会館の使用上止むを得ないと認めたとき。
- (6) 会館内で飲食を伴う使用をする場合には、事前にその旨を申し出、終了後は清掃し、ゴミは持ち帰ること。アルコール類の飲酒は厳禁として、違反した場合は次回より飲食を伴う使用は認めない。(但し、秋葉神社祭礼時の「なおらい」は除く。

④ 使用料

- (1) 区民会館の使用料は別紙表（会館入口掲示）を参照のこと。
- (2) 備品貸出しの使用料は別紙表（会館入口掲示）を参照のこと。

⑤ 使用時間

午前 9 時から午後 9 時までとする。(時間帯は 3 時間単位、これを越す場合は 3 時間単位とみなす)

⑥ 維持管理並びに運営

会館の維持管理並びに運営は区役員が行うものとする。

⑦ 使用規定の改定

この規定は評議員会の議を経て見直し、改定することができるものとする。

⑧ その他

「憩いの家」に関する事項については、別途協議し決定するものとする。

⑨ 実施期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

⑩ 注意事項

- (1) 火気その他、危険性を生ぜしめる恐れのある行為をしないこと。
- (2) 騒音または大声を発生するなど、近隣在住者、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 建物その他の工作物を、汚損する恐れのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙、火気を使用しないこと。
- (5) 収容定員以上を入場させないこと。(2F 会議室：30 名、2F 和室・1 部屋：20 名)
- (6) 会館使用後は、整理・整頓・清掃をよくし、火気・戸締まりに万全を期すこと。
(会館使用後は必ず、「集会所使用のチェックシート」を記入のこと。)